

青年会議所の入会金等の取り扱いについて

ロータリークラブ、ライオンズクラブの入会金等は法基通9-7-12-15の2において

①入会金又経営会費は交際費

②①以外の負担金は、その目的に応じて、寄付金・又は交際費とし、会員たる役員・又は使用人の個人負担に相当する金額は役員・又は使用人の給与とします。

と、規定され、交際費か寄付金・又は役員賞与として会計処理することとなっています。

青年会議所の入会金等

「コンメンタール法人税金本通達」に次のような記載があります。

「ところで、本通達と関連して、法人が青年会議所に対する入会金又は会費を負担した場合の取り扱いはどうなるのかという問題があると思われる。この点、青年会議所とロータリークラブやライオンズクラブとの関係を見ると、産業別の企業の経営者の二世が青年会議所の会員となり、その後長じてロータリークラブやライオンズクラブの会員になるといったケースが多いところから、青年会議所に対する会費を法人が負担した場合にも、ロータリークラブ又はライオンズクラブの会費と同様に交際費として取り扱うべきではないかという疑義を持つ向きがあると思われる。

しかしながら、青年会議所については、現状では、ロータリークラブやライオンズクラブの場合と異なり、会費も割安であり、また実際にその会費の使途をみても、一般に交際費にあたるような支出にあてられている部分はごく少ないようである。従って、その会費を直ちにロータリークラブやライオンズクラブの会費と同列に扱うことは相当でなく、個々の青年会議所の事業内容に照らしてそれぞれが法人にとって交際費以外の事業経費としての性格があると認められる場合には、その内容に応じて取り扱うことが相当であろう。

本通達の制定に当たっては、このような点を考慮して、青年会議所の会費については通達上触れないこととし、団体会費一般の問題としてその実態に応じて取り扱うこととしたいという経緯があったことを付け加えておきたい。」

このように、青年会議所へ支出した入会金等（各支出）はロータリークラブやライオンズクラブのように交際費、寄付金、役員賞与に限定されることなく支出内容に即した科目処理が行えるわけです。

日本青年会議所 LOM会計マニュアル

「LOMが発行する領収書（請求書）の取扱に関して」より抜粋